

障第20号  
平成28年4月5日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準につい  
て」等の一部改正等について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から各種通知がありましたので、お知らせします。  
なお、今回送付する通知の一覧については以下のとおりです。

記

【通知一覧】

- 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成28年3月30日障発第11号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）
- 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について（平成28年3月30日障発第12号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）

所属	健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	山 田	担当	小 川
電話	058-272-1111 内 2621		
FAX	058-278-2643		